

道路占用料単価 新旧対照表

占用物件				単位	改正占用料	現行占用料
					(円)	(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱			1本につき1年	830	920
	第二種電柱				1,300	1,400
	第三種電柱				1,700	1,900
	第一種電話柱				740	820
	第二種電話柱				1,200	1,300
	第三種電話柱				1,600	1,800
	その他の柱類				74	82
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	7	8
	地下に設ける電線その他の線類				4	5
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	700	800
	地下に設ける変圧器			面積1㎡につき1年	440	490
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	1,500	1,600
	郵便差出箱及び信書差出箱				620	690
	広告塔			面積1㎡につき1年	11,000	7,700
	その他のもの			面積1㎡につき1年	1,500	1,600
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1mにつき1年	31	34
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			長さ1mにつき1年	44	49
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			長さ1mにつき1年	66	74
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			長さ1mにつき1年	89	98
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			長さ1mにつき1年	130	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			長さ1mにつき1年	180	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			長さ1mにつき1年	310	340
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			長さ1mにつき1年	440	490
	外径が1メートル以上のもの			長さ1mにつき1年	890	980
法第32条第1項第3号に掲げる物件	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知対象として設置する導線 その他線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	4	5
			その他のもの		15	16
		道路の構造又は、交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		一本につき1年	1,200	1,300
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	740	820
			地下に設けるもの		440	490
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	1,500	1,600
法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,500	1,600
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの		面積1㎡につき1年	A×0.004	A×0.005
		階数が二のもの			A×0.006	A×0.008
		階数が三のもの			A×0.007	A×0.01
	上空に設ける通路		5,700		3,900	
	地下に設ける通路		3,400		2,300	
	その他のもの		1,500		1,600	
法第32条第1項第6号に掲げる施設場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			表示面積1平方メートルにつき1日	110	77
	その他のもの			表示面積1平方メートルにつき1月	1,100	770

道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,100	770	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	7,700	
	標識		1本につき1年	1,200	1,300	
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	110	77	
		その他のもの	1本につき1月	1,100	770	
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	110	77	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,100	770	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,000	7,700	
		その他のもの		5,700	3,900	
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,500	1,600	
令第7条第3号に掲げる施設				A×0.031	A×0.034	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	1,100	770	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				150	160	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	A×0.009	A×0.015	
	上空に設けるもの			A×0.017	A×0.024	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が一のもの		A×0.004	A×0.005	
		階数が二のもの		A×0.006	A×0.008	
		階数が三のもの		A×0.007	A×0.01	
	その他のもの			A×0.025	A×0.034	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	A×0.012		A×0.015		
	その他のもの	A×0.009		A×0.01		
令第7条第10号に掲げる施設及び自転車駐車場	建築物	A×0.022		A×0.024		
	その他のもの	A×0.009		A×0.01		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			A×0.012	A×0.015	
	上空に設けるもの			A×0.022	A×0.024	
	その他のもの			A×0.031	A×0.034	
令第7条第12号に掲げる器具					A×0.025	A×0.034
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			A×0.012	A×0.015	
	上空に設けるもの			A×0.022	A×0.024	
	その他のもの			A×0.031	A×0.034	